

売買契約書 様式

この契約書の案は、県が土地等をお譲りする場合の標準的な契約書を参考としてお示ししております。

実際の契約書は、案件によっては若干異なる場合がございますので御承知ください。

売 買 契 約 書

売出人宮城県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

（注）売買物件に電柱等があるときは次のただし書きを加える。別紙については22 ページの様式を使用すること。ただし別紙の特約を付する。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要

（別添図面朱線内部分）

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第6条第2項若しくは第13条第2項に定める違約金若しくは第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙から甲への申出により、売買代金の一部として充当できるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙から前条第4項に定める契約保証金の売買代金への充当の申出があった場合は、第2条に定める売買代金から契約保証金を除いた金額を乙に請求するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 売買代金への充当の申出があった契約保証金は、前条第2項に定める金額を乙が完納したとき甲において充当するものとする。

（違約金）

第6条 甲は、乙が第4条の期日までに売買代金を支払わなかったときは、当該売買代金について当該期日の翌日から支払の日まで年2.5%に相当する違約金を徴収するものとする。ただし、当該金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

2 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条第1項に規定する違約金を含む。）を完納したとき乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく当該登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から10日以内で甲乙両者の定める日に当該物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第9条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しの日までの間において当該物件がその責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとする。

（売買物件の用途規制）

第10条 乙は、この契約締結後5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その

他これに類する業の用又は暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所、同条第4号に規定する暴力団員等の住居その他これらに類するものの用に供してはならない。

- 2 乙は、売買物件を第三者に貸し付けるときは、前項に定める義務を賃借人に承継させなければならない。
（契約不適合責任）

第11条 乙に引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合でも、乙は、甲に対し、売買物件の補修の請求、代替物の引渡し請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、その契約不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、この契約締結後において、売買物件引渡しの日から2年間に限り、乙は、売買物件に契約不適合を知った場合、甲に対し、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、その契約不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

（契約保証金の還付等）

第12条 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第3条第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、第5条の規定により売買代金に充当した契約保証金については、この限りでない。

- 2 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（暴力団排除に係る解除）

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。この場合乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 暴力団又は暴力団員等であるとき。

(2) 乙の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と取引したり、又は不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 次に掲げる行為をする者と認められるとき（第三者を利用してする場合を含む。）。)

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力

ニ 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害

ホ イからニまでに掲げる行為に準ずる行為

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。

(8) 乙の役員等が、自ら又は第三者をして本物件を暴力団又は暴力団員等の事務所その他の活動の拠点に供したとき。

(9) 乙の役員等が、本物件に暴力団又は暴力団員等を居住させ、又は反復継続して暴力団又は暴力団員等を出入りさせたとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、違約金として売買代金の20%相当額を支払うものとする。この違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わないものとする。

（契約の解除）

第14条 前条の規定のほか、甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前2条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合の当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務等)

第16条 乙は、甲が第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰する理由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため又は義務の履行が不能であるため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返済する場合において、乙が第13条第2項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の本庁舎所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

(その他)

第21条 この契約に関し、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 (売払人)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 (買受人)

(住所)

(氏名)

印

別紙

特約

乙は、売買物件の一部について、次の表のとおり、売買物件の所有権の移転した日から使用することを承諾する。

使用者名	使用目的	数量	使用承諾期間の期限

(注) 対象物件に電柱、埋設管等の貸付物件がある場合は、設置者との協議のための猶予期間として、一定期間、使用承諾期間の特約を付す。